

公 示 日 : 2022 年 5 月 25 日(水)

調達管理番号 : 22a00183

国 名 : ベトナム国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : ベトナム国持続可能な農業開発のための食品安全検査・レファレンス機能・コンサルティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 7 月上旬から 2022 年 10 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 6 月 8 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022年6月21日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ベトナムでは農業は基幹産業となっており、農業セクターは全労働人口の 37.0%¹ (2019 年、WB) が従事し、GDP 全体の 14.9%² (2020 年、WB)、国家全体輸出額の 14.0% (2016 年、ベトナム税関総局) を占めており、国内消費に対する食料供給や、農産品の輸出取引による外貨の蓄積の観点からも、重要な役割を担っている。他方、ベトナムでの著しい経済成長に伴う国民の所得の向上により、都市部の中間層などを中心に安全・安心な食品への需要が高まっている一方で、農産物の生産拡大に伴い、農薬や化学肥料等の使用量が増大しており、農産物の安全性確保が喫緊の課題となっている。ベトナム農業農村開発省 (Ministry of

1 <https://data.worldbank.org/indicator/SL.AGR.EMPL.ZS?locations=VN>

2 <https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=VN>

Agriculture and Rural Development、以下、「MARD」という。)は「農業農村開発5か年計画」(2021~2025)において、2025年までに達成すべき活動の一つに、農業資材の品質と食品安全に関する管理の強化を掲げており、食品安全管理の課題に取り組んでいる。また、ベトナムは2007年にWTOに加盟国しており、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置協定)に基づき、農水産品の輸出入において国際標準に沿った食品供給の確保等を求められている。

食品安全管理の課題に対応すべく、ベトナム政府は、2012年に、MARDの傘下に食品検査や研修等を行う機関として検査・農産食品品質コンサルティングセンター(Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre、以下、「RETAQセンター」という。)の設立を承認し、同センターの設立支援が我が国に要請された。これを受けて、我が国は、無償資金協力「農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画(2019年10月~2023年3月を予定)」を実施中であり、同センターに必要な検査機材および設備の整備を実施している。他方、同センターがベトナムの農水産品の安全分野において機能し適切に運営されるためには、同センターの能力や責任の範囲を規定し、同センターが食品安全の分析、調査、監視を実施できるよう、能力強化を図ることが重要となる。このため、今般、農水産品の安全性確保に必要な農薬・抗生物質・重金属等の残留物質や微生物等の検査体制の強化及び検査官の技能向上、多種多様な農水産品のモニタリング検査体制の構築・強化、全国検査施設に対するレファレンス検査機能強化を目的とした技術協力プロジェクトの要請がなされた。

今回実施する詳細計画策定調査では、関連情報の収集・分析、プロジェクト目標、投入計画、活動、事業スケジュール等の策定、ジェンダー主流化ニーズ調査・分析、事前評価等を実施することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2022年7月上旬~2022年7月下旬)

① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把

握し、我が国及び他援助機関（世界銀行、アジア開発銀行など）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。現地業務期間中に収集すべき情報・資料リスト（案）（英文）を整理する。

- ② ベトナムにて実施中の無償資金協力「農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画」関係者から、Eメールやオンライン会議等を通して情報収集を行う。
- ③ 上記①②を踏まえて、担当分野の調査項目（案）を作成し、発注者と内容の確認を行う。
- ④ ベトナム側関係機関等に対する担当分野の質問票（案）（英文）を作成する。その際、他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、発注者と内容を確認したうえで、発注者を通じてベトナム側政府機関に配付し、可能な限り現地派遣前に回答を回収し結果を取りまとめの上、必要に応じて現地調査内容に反映させる。
- ⑤ 評価6項目の観点から、プロジェクトの Project Design Matrix（以下「PDM」という）素案（和文、英文）、Plan of Operation（以下「PO」という）素案（和文・英文）を検討する。また、協議用資料等の作成に協力する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。必要に応じて打合せ、会議等で用いる資料を作成する。他団員と協力して議事録を作成する。

（2）現地業務期間（2022年8月上旬～2022年8月下旬）

- ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、必要に応じて調査結果や分析等を取りまとめて発表する。さらに、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票のうち国内準備期間中に回答を得られなかったものについて回答を回収するとともに上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 食品検査に関する現況・課題・ボトルネック（政府、民間等を含む）
 - エ) RETAQセンターの機能・現状・課題・ボトルネック
 - オ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

カ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定、PO案について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年9月上旬～2022年9月下旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ③ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに同報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

2022年9月30日(金)までに提出。

次の①～④を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 議事録（担当分）（和文）
- ④ PDM・PO（案）（英文・和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 8 月 1 日～8 月 21 日（仮）を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。
なお、現時点でベトナム入国時には陰性証明書の取得・持参が必須となっておりますが、隔離期間は不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 食品安全（JICA）
 - エ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舍手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
 - エ) 通訳傭上：英語もしくは日本語⇄ベトナム語の通訳を提供
 - オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
 - カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「ベトナム社会主義共和国 食品安全確保のためのRETAQセンター検査能力強化計画」準備調査報告書（先行公開版）

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000034549>

（注：本準備調査報告書は、上述した「農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画」に関するものです。）

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上